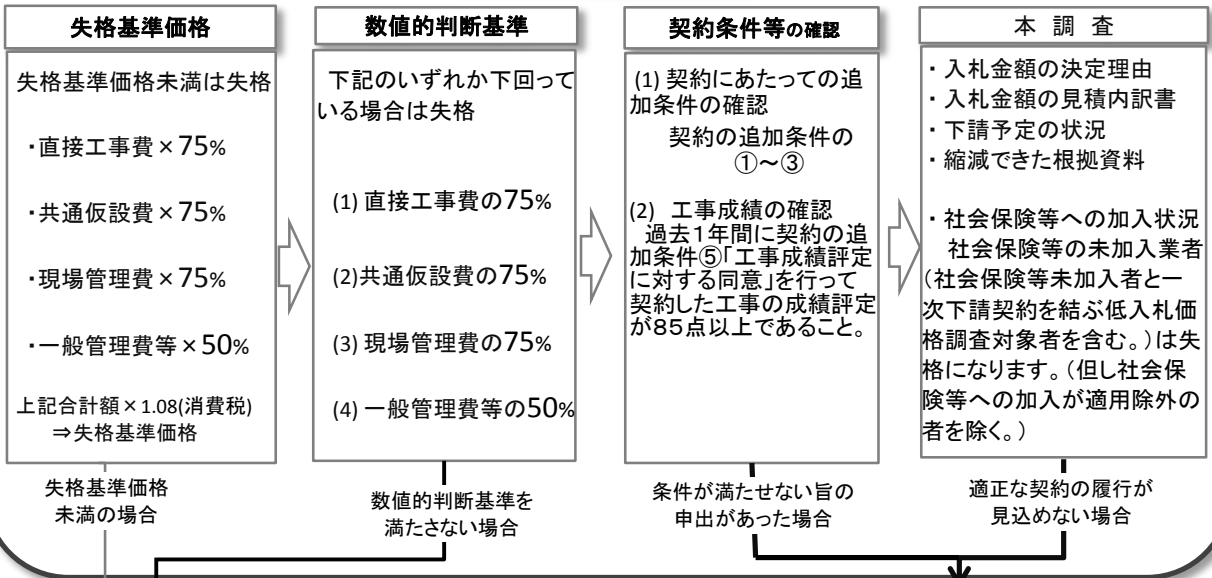


周知事項

埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領「低入札価格調査と追跡調査の概要」

開 札 (調査基準価格未満の入札)

低入札価格調査 (※1)

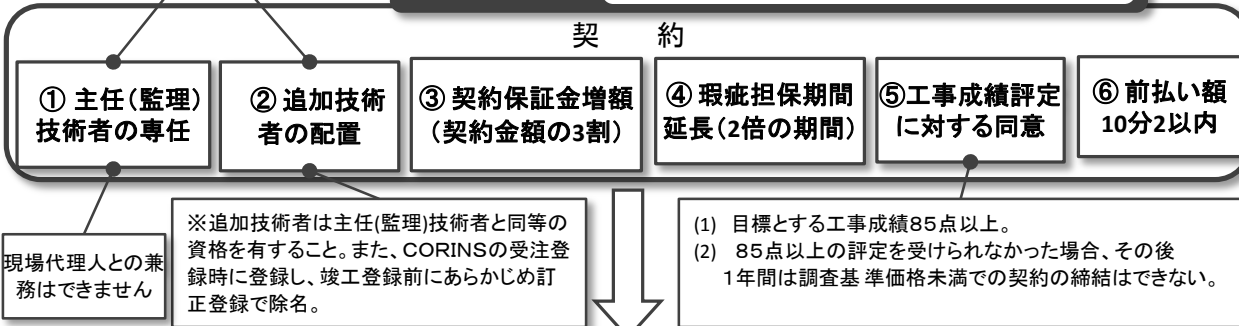


失 格 (調査に応じない場合を含む)
 失格基準価格を設けない工事もあります。また、工事成績判断基準はWTO対象の入札には設けません

他の工事との兼務はできません

契約の追加条件

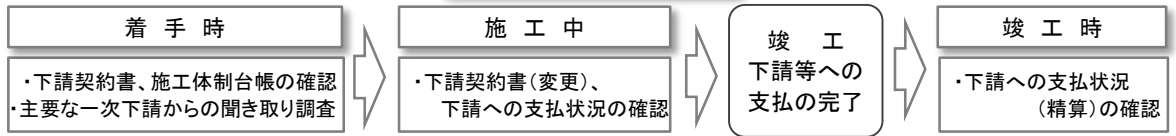
低入札価格調査を経て契約する場合は下記の条件が追加されます



現場代理人との兼務はできません

着 手

追跡調査 (※1)



★その他

- 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければなりません。
- 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定した期日までに提出しないときは、契約締結の意志がないものとみなされ失格となります。
- 低入札価格調査を経て契約を締結した工事については、平成29年度以降の埼玉県優秀建設工事施工者表彰の対象としません。

※1 調査の詳細については埼玉県ホームページよりご覧下さい。
 ホームページアドレス : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>
 ○ 両調査共通……「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」
 ○ 低入札価格調査……「低入札価格調査制度及び低入札価格調査の実施方法について」

入札から契約

着手から竣工